

(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)に対して
提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年12月18日(月)から令和6年1月17日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」について意見・情報の募集を行った結果、7名(1団体、4所属含む)から延べ22件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

| 章 | 項目 | 県民 | 団体 | 関係機関 |
|-----------------------------|------------------------|----|----|------|
| 第1 | 食の安全・安心推進計画の基本的な考え方 | | | 1 |
| 第2 | 食の安全・安心を取り巻く現状と課題 | | | 8 |
| 第3 | (第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の施策 | 2 | 1 | 9 |
| 第4 | 参考資料 | | | |
| 「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」概要 | | | | 1 |
| 計 | | 2 | 1 | 19 |

合計 22件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

| NO | 頁 | 意見・情報の概要 | 滋賀県の考え方 |
|----------------------|---|---|--|
| 第2 食の安全・安心を取り巻く現状と課題 | | | |
| 2 本県の食の安全・安心に関わる状況 | | | |
| (1) 県内での食中毒事件の発生状況 | | | |
| 1 | 3 | アニサキスによる食中毒が近年増加しているように見えるが、そのことについての記載がある方が良いのではないか。 | (第2次)計画作成時において、全国的にアニサキス食中毒事件が増加していたことから、本県もアニサキス食中毒対策を具体的な取組の1つに掲げ、取り組んできた結果、一定の効果は出ています。 よって、今後は滋賀県食品衛生監視指導計画に定め、監視指導を継続していくこととします。 |

| | | | |
|------------------------------|-----|--|---|
| 2 | 3 | 食中毒事件が減少していることは事実であるが、背景にコロナ禍による会食の機会が減少したことや、手洗いの徹底等感染症対策が影響していると感じている。現状または課題に、食中毒減少の背景やコロナ禍から従前のような生活に戻った際に、食中毒事件が増加しないか注視することや対策について記載しなくてよいでしょうか。 | ご意見のとおり、食中毒件数が減少した背景として、コロナ禍により会食の機会が減少したことや手洗いが徹底されたことが推定されることを追記します。 また、コロナ禍においても発生していた腸管出血性大腸菌食中毒は、子どもや高齢者などには重篤な健康被害を起こす可能性が高いことから、(第3次)計画においては新たな発生リスクを勘案し、腸管出血性大腸菌食中毒の発生防止に重点的に取り組むことを記載しています。 |
| 3 (第2次)推進計画の評価と課題 | | | |
| (2) 柱:食への安心感の醸成【施策 12~15】の課題 | | | |
| 3 | 7,8 | 「消費者自らによる安全・安心な食品の選択のため、消費者への食品表示に関する知識の普及啓発を継続して実施する必要があります。」の記載はその下のリスクコミュニケーションに関連した記載とする方が良いのではないかと。 | ここでは消費者自らが食品表示を確認することにより、安全・安心な食品を選択することができるようになるために必要な取組を記載していることから、原案のとおりとします。 |
| 第3 (第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の施策 | | | |
| 2 基本施策と具体的な取組 | | | |
| 【施策 6 食肉・食鳥肉の衛生確保】 | | | |
| 4 | 15 | 今の状況2つめについてはだれがどこを指導しているのかわかりません。 また施策の方向では「動物用医薬品の残留検査等」となっているが、具体的な取組および目標では「残留動物用医薬品等の試験検査」となっているが、動物用医薬品以外も検査していただけないということでしょうか。 | と畜場に対するHACCPに基づく衛生管理および食肉の輸出のための監視指導については、食肉衛生検査所が行っていることから、実施主体を明記します。 施策の方向の「動物用医薬品の残留検査等」には、動物用医薬品の残留検査以外に施設等の衛生指導にかかるモニタリング検査なども含まれることから「施設等の衛生指導にかかるモニタリング検査、動物用医薬品の残留検査等」に修正します。 また、具体的な取組および目標は、「残留動物用医薬品の試験検査」に修正します。 |
| 5 | 15 | ジビエ処理施設については施設によって営業の頻度や衛生管理の実施状況が様々であることから、実施方法を実態調査および監視指導等としてはどうか。 | 近年のジビエブームもあり、毎年実施している実態調査結果において、処理頭数が増加傾向にある施設や衛生管理が不十分と思われる施設については現地指導も必要と考えます。 このことから、③ジビエを原因とする食中毒防止対策の目標に「～ガイドラインに沿った衛生管理の監視指導等の実施」と追記します。 |

| 【施策 8 HACCP に沿った衛生管理の定着促進】 | | | |
|----------------------------|----|--|--|
| 6 | 17 | <p>改正食品衛生法に基づく「HACCP に沿った衛生管理」が義務化されてから2年半が経過したが、飲食店等の食品関係事業者においては、この間、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が大きく、「HACCP に沿った衛生管理」に十分取り組めていない状況にある。</p> <p>「HACCP に沿った衛生管理」は、衛生管理計画に沿った日々の衛生管理の実施とその振り返りが重要であるが、特に中小規模の飲食店等の事業者には上記の状況等から定着に至るまでのハードルが高いと考えられる。このことから、県において、より一層の丁寧な、個々の事業者に向けた助言・指導をお願いしたい。</p> | <p>ご意見のとおり、すべての食品営業施設でHACCPに沿った衛生管理が導入・定着されるよう、具体的な取組①および②に記載のとおり、HACCP に関する講習会・研修会を開催することに加え、監視により衛生管理の実施状況を確認し、営業施設の規模や形態に応じたきめ細やかな指導・助言を行います。</p> |
| 【施策 9 流通食品の試験検査】 | | | |
| 7 | 18 | <p>「不安感の高い食品や物質の検査の実施」として、「食品添加物」および「残留農薬」の検査を実施とありますが、県内流通する輸入食品および県外製造食品の食品添加物・残留農薬を除く成分規格の検査を実施する必要はないでしょうか。</p> | <p>具体的な取組にある②不安感の高い食品や物質の検査については、県政モニターアンケート等で県民が不安を感じると多く回答されているものの検査を目標としています。</p> <p>ご意見にある輸入食品や県外製造食品の成分規格等の検査については、必要に応じて滋賀県食品衛生監視指導計画に定めて検査することとします。</p> |
| 【施策 11 食育の推進】 | | | |
| 8 | 20 | <p>問題点にデジタル技術を活用した食育活動の推進する必要があると記載があるが、なぜ必要なのか記載があると分かりやすい。</p> | <p>ご意見のとおり、「今後は感染症の流行等に影響されることなく、食育を着実に推進するため」を追記します。</p> |
| 9 | 20 | <p>施策の方向にデジタル技術を活用した食育活動を取り入れていく記述があるが、具体的な取組に記述がない。</p> | <p>食育推進活動者に対する研修会においては、デジタル技術を活用した実践事例を紹介、学習し、各食育推進団体等で具体的な取組を進めることから、原案のとおりとします。</p> |

※ 文言等の修正に関する13件については、ご意見のとおり修正し、一覧への記載は省略しています。